

○厚生労働省告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表第2の表中「

通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
-----------	--------------

」を

「通学のための交通費

通学に必要な最小限度の額

学習支援費（月額）

2,560円

4,330円

に改める。」

別表第7の1の表中「

通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
-----------	--------------

」を

「通学のための交通費

通学に必要な最小限度の額

学習支援費（月額）

5,010円

に改める。」